

令和 8 年度 新規高校進学予定者の奨学金応募について

公益財団法人 是川奨学財団

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 1-5-14-303

Tel 番号 06-6222-2077 FAX 番号 06-6222-5821

Mail jimukyoku@korekawa-zaidan.jp

1. 募集期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）～令和 8 年 2 月 20 日（金）

2. 応募方法

応募サイト（財団指定ウェブサイト）より申込事項入力の上、提出事項①②を財団事務局まで提出（期日内必着）願います。

※指定ウェブサイトは、各施設様向けに個別案内させて頂いております。

すでに当財団奨学資金応募に関する ID をお持ちの施設様（里親様）は、同じ応募サイトからお申込み下さい。

初めてご応募される方は、当財団事務局まで新規応募のご連絡をお願いします。

3. 提出事項

① 作文（テーマは“将来の夢”又は“進学の目的”） ※A4 原稿用紙 2 枚程度

② 中学校 3 年間の成績証明書又は通知表のコピー

4. その他留意点

（ア）採否の決定は令和 8 年 3 月初旬に行われる「選考委員会」にて、令和 8 年度奨学生の採用候補者を決定します。

進学先高等学校が確定した時点で、事務局へのご連絡をお願いいたします。

※公立校へ進学される場合は是川奨学資金への応募は辞退とさせていただきます。

（イ）令和 8 年 4 月頃に奨学金給付に関するご案内を郵送いたします。

※奨学資金を 7 月下旬頃に給付させていただきます。

（ウ）翌年 5 月に給付金の精算書（別途送付）を記入し、領収書等を添付の上財団事務局へ提出して頂きます。

※精算額が給付金に満たない余剰金は返還して頂きます。

同時に次年度の給付金申請書（別途送付）を事務局へ提出願います。

（エ）進学された学校を途中退学された場合「是川奨学資金給付要綱」に基づき奨学金給付額の 2 分の 1 を返還して頂きます。

（オ）給付要綱の給付対象条件から外れた場合は、その年の給付額の 2 分の 1 を返還して頂きます。

※家庭引き取り等の措置変更で施設を退所された場合等

（カ）進学校をご卒業された時点で、ご卒業を証明できるものを提出して下さい。

提出のない場合は退学扱いとなり、奨学給付金の 2 分の 1 を返還して頂きます。

※その他「是川奨学金」については「是川奨学資金給付要綱」を参照して下さい。

尚、ご不明な点がございましたら財団事務局までお問い合わせ願います。